平成２３年（フ）第９０５号
千葉市美浜区幸町２丁目16番１棟503号
債務者　川島　範子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８４号
千葉県市原市五井西３丁目10番地６アグリーブルＤ棟202号室
債務者　村崎　　博
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８５号
千葉県市原市五井西３丁目10番地６　アグリーブルＤ棟202号室
債務者　村崎　典子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０００号
千葉市中央区新宿２丁目５番８号　アサヒロイヤルマンション601号
債務者　藤原　　綾（旧姓大伴）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００１号
千葉県船橋市八木が谷１丁目26番14号　ハイツ木川103号
債務者　吉村千代美こと　尹　千代美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２６号
千葉県浦安市堀江６丁目10番38号　若葉ハイツ103
債務者　三浦　拓也
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２７号
千葉県浦安市堀江６丁目10番38号　若葉ハイツ103
債務者　三浦ナンシーソロことミウラ　ナンシー　ソロ
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３５号
千葉県船橋市高根台３丁目２番181棟402号
債務者　村上　央貴
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３６号
千葉県浦安市今川３丁目６－６　コーポサカマキ101、住民票上の住所福島県須賀川市仁井田字万開152番地１
債務者　福盛　利博
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番181棟402号
債務者　佐々木芙美子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０４号
千葉市中央区星久喜町960番地18
債務者　田邉　和子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４９号
兵庫県赤穂市元禄橋町６番地　サニーハウス元禄110
債務者　竹内　恒治
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５７号
兵庫県相生市緑ケ丘２丁目13番29号、従前の住所兵庫県相生市緑ケ丘１丁目５番１号
債務者　中原　梨絵（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８０号
高知市丸池町１番１―19号　セゾン・メルヴェーユ春Ａ101
債務者　山﨑　邦男
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８１号
高知市丸池町１番１―19号　セゾン・メルヴェーユ春Ａ101
債務者　山﨑　京子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８７号
高知県香南市吉川町吉原19番地１
債務者　松下　一水
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９４号
高知市日の出町６番10号　日の出マンション33
債務者　西田　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
高知地方裁判所破産係